

上越市令和3年産米価格の下落等に対する保証料助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年産米価格の下落等により経営に支障をきたしている農業者の経営の安定を図るため、令和3年度緊急農業経営安定対策資金を受けた農業者が負担する保証料について、予算の範囲内で交付する上越市令和3年産米価格の下落等に対する保証料助成補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「令和3年度緊急農業経営安定対策資金」とは、令和3年産米価格の下落等により収入の減少が見込まれる農業者に対し、農業経営の安定化を支援する目的で新潟県信用農業協同組合連合会が創設した資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する日において、市内に住所又は事業所を有すること。
- (2) 補助金の交付を申請する日において、継続して農業を行っていること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 令和3年産米の価格下落等による影響を理由に令和3年度緊急農業経営安定対策資金の借入れを行っていること。
- (5) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に令和3年度緊急農業経営安定対策資金の融資実行が完了していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、令和3年度緊急農業経営安定対策資金の借入れをした農業者に対する当該融資に係る保証料とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、令和3年度緊急農業経営安定対策資金に係る保証料のうち、当該融資のあった日（以下「融資実行日」という。）から起算して2年が経過する日までの期間に係る保証料相当額とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、上越市令和3年産米価格の下落等に対する保証料助成補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年度緊急農業経営安定対策資金の返済計画表
- (2) 納税状況調査承諾書（第2号様式）
- (3) 償還状況調査承諾書（第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市令和3年産米価格の下落等に対する保証料助成補助金交付^{決定}通知_{却下}書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告の特例）

第7条 規則第8条の規定による実績報告は、前条第1項の申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（確定通知の特例）

第8条 規則第9条の規定による確定通知は、第6条第2項の通知書の交付により行うものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、別に定める請求書を市長に提出するものとする。

（補助金の支払い）

第10条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。ただし、審査のため特に日数を要するときは、この限りでない。

（調査等の協力）

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対し、令和3年度緊急農業経営安定対策資金の融資に関し報告を求め、又は当該融資に係る償還状況、書類等の調査を行うことができる。

（補助金の打ち切り等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業者に係る補助を打ち切り、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業者が令和3年度緊急農業経営安定対策資金を借入れの目的以外の目的に使用したことが判明したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた補助事業者が他の機関から令和3年度緊急農業経営安定対策資金に係る保証料の一部又は全部の補助を受け、又は繰上げ返済等を行ったことにより補助すべき保証料が減額し、又は消滅したとき。

(4) 補助対象者が前条の調査の協力を拒んだとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。